

京都市告示第 379 号

生活保護法第55条の規定において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成19年2月28日

京都市長 榎本頼兼

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
橋田 豊彦	上高野治療院	左京区上高野鐘突町10番地	平成19年1月1日
殿東 由佳子	江田鍼灸治療院	左京区田中北春菜町31番地の2	平成19年1月18日
辻田 茂樹	ひろみ鍼灸整骨院	中京区西ノ京左馬寮町10番地の3	平成18年12月1日
北村 三男	北村鍼療院	南区東九条北烏丸町3番地	平成19年1月5日
中村 茂喜	中村鍼灸整骨院	南区東九条字賀辺町17番地	平成18年7月1日
松島 美智子	谷治療院	西京区上桂今井町38番地	平成19年1月4日
木村 卓郎	木村整骨院	伏見区丹後町719番地の1	平成19年1月4日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)